

第501回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和6年2月1日(木曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和6年2月14日(水曜日)
午後2時

- (2) 場所: 県行政庁舎11階 第二会議室

議題

審議事項

- (1) かご漁業の制限に関する委員会指示(案)について
- (2) 火光利用敷網漁業の制限措置(案)等について

報告事項

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会について
- (2) 定置・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	大 江 清 明
会長代理	岩 沼 徳 衛	”	鈴 木 章 登
委 員	高 橋 平 勝	”	伊 藤 新 造
委 員	菊 田 守	”	千 葉 富 夫
”	高 橋 一 郎	”	平 井 光 行
”	館 田 あゆみ	”	尾 定 誠
”	石 森 裕 治	”	木 村 千 之

欠席委員

会長代理 鈴木 政 志

執行部（事務局）出席者
別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第501回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、14名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶省略）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶省略）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。資料には右上に番号を振っておりますので、御確認の方をお願いします。資料1といたしまして、審議事項（1）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」、資料3といたしまして、報告事項（1）「太平洋広域漁業調整委員会について」、資料4といたしまして、報告事項（2）「定置・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について」、また次第には記載してございませんが、その他としまして、「第48回宮城県水産加工品品評会について」というものとカラーのパンフレットの方もお手元に用意させていただきます。御確認いただきまして、不足等ありましたら事務局の方までお声がけください。

よろしいでしょうか。それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。6番高橋一郎委員、13番尾定委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。よろしくをお願いします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしく申し上げます。

【審議事項】

○關会長

審議事項（１）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から御説明をお願いします。

はい、阿部事務局長をお願いします。

○事務局 阿部事務局長

それでは、資料１の審議事項（１）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」御説明いたします。

かご漁業につきましては、共同漁業権を除きます宮城県沖合海面におきまして、総トン数１トン以上２０トン未満の漁船を使用して行うもので、かご漁業を操業する場合には、令和元年から届出漁業として本海区漁業調整委員会指示として発動しているものでございます。今日は、令和４年度漁期の操業の状況と４月から発動する予定の委員会指示案につきまして、御説明させていただきたいと考えてございます。内容につきましては、担当の方から御説明申し上げますが、よろしく御審議お願いしたいと存じます。

○關会長

はい、庄子さんをお願いします。

○事務局 庄子技師

私の方から、審議事項（１）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」御説明させていただきます。

まず、表紙を１枚おめくりいただきまして、１ページ目でございますけれども、かご漁業の制限に関する委員会指示について概要を示しております。

１の経緯でございますけれども、本県におけるかご漁業につきましては、漁業権漁業として行使規則に基づいた操業が行われているところでございますが、これまで共同漁業権の沖側につきましては自由漁業として営まれておりました。

近年、漁獲動向の変化などから着業者が増加いたしまして、操業トラブルが散見されるようになってきたことから、制度化が検討されまして、令和元年５月から宮城海区漁業調整委員会への届出漁業として操業実態の把握に努めているところでございます。

２．現在発動している委任会指示での届出状況というところでございますけれども、現在発動している本年度の届出状況でございますが、令和６年１月３１日現在で５８４隻となっております。こちらの着業状況、漁獲実績につきましては、令和５年漁期終了後にとりまとめる予定でございます。

３．操業実績につきましては、後ほど別紙を用いて御説明いたします。

４．令和６年漁期の取扱についてですけれども、令和６年の漁期につきましても、かご漁業の操業実態の把握が必要と考えておまして、引き続き届出制とすることと考えてございます。また、現在委員会届出漁業としている仙台湾の流し網、はえなわ、はもどう漁業ですけれども、こちらは制限期間及び漁業時期が１月から１２月でありまして、委員会指示の期間が今回御審議いただくかご漁業とは異なっております。かご漁業は４月から３月

までですので、ちょうど3ヶ月ほどずれているというような状況になっております。これらの指示期間につきまして、同一とする方が全体的に一体的な管理というものができるということから、ここに示した表のとおり令和7年漁期に、他の漁業と時期を一致させるということを考えてございまして、そのため、令和6年漁期の委員会指示は、時期を4月から12月としたいと考えてございます。制限期間及び漁業時期以外の内容につきましては、特に変更している点はございません。

5. 委員会指示の内容ですけれども、具体的にはここに示したようなことを考えてございます。まず、(1) 制限期間と(2) 漁業時期につきましては、今しがた説明いたしましたとおり、4月1日から12月31日までとしたいと考えてございます。以降は、前年度の内容と変更はなく、(3) 操業区域につきましては、共同漁業権区域を除く宮城県の地先海面、(4) 制限内容といたしましては、1トン以上20トン未満の漁船を使用してかご漁業を操業しようとするものは、使用漁船ごとに届出をしなければならない。裏面に行きまして(5) 条件といたしましては、上から操業期間中は届出済証を船内に備え付けなければならない。別に定める標識を船体の見やすい場所に表示をしなければならない。宮城県漁業調整規則の第60条を順守すること。わたりがに(がざみ)の抱卵個体を漁獲した場合は再放流をしなければならない。また、操業海域において漁業者間で定められている操業ルールの遵守に努め、漁業者間の協議によって操業体制の確保をしなければならない。他漁業と漁場競合する場合には、無線または船舶電話等によって相手方と交信し、トラブル回避に努めなければならない。漁業時期終了後1か月以内に漁獲成績報告書を提出しなければならないといった内容を考えてございます。本日の委員会で委員会指示内容につきまして御審議いただきまして、原案どおり決定された場合には、令和6年2月26日を予定しておりますけれども委員会指示を発動いたしますとともに、同日発行の県公報に登載する予定でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。こちらは令和元年度から令和4年度までのかご漁業の操業状況についてとりまとめたものでございます。この中で、中段にある表、届出・漁獲状況という表でございますけれども、このうち一番右側令和4年度漁期におきましては、届出隻数は573隻ありまして、うち実際に着業した隻数は231隻でございました。着業率は4割でございました。令和4年度の漁獲量は約535トン、漁獲金額は約5億1,300万円、1人当たりの漁獲量は102.3トンで、1人当たりの漁獲金額は約222万円といった状況でございました。かご漁業の主な漁獲物は、まだこ、みずだこ、まあなご、がざみといったような内容でございました。下段の表というのは、トン数階層別の着業状況というものを示してございます。一番下が令和4年度になるんですけども、この中では1トンから3トン未満という船が一番多くて121隻と半数以上を示しておりまして、続いて3トンから5トン未満で57隻、5トンから10トン未満が46隻で、10トンから15トン未満が6隻で、15トンから20トン未満が1隻というような状況でございました。

裏面、4ページを御覧いただきまして、こちら上段の表はトン数階層別の漁獲量を示しております。漁獲量といたしましては、3トンから5トン未満での漁獲が一番多く約251トンで、続いて、1トンから3トン未満で約147トンといったような状況でございました。その下の2段目の表ですけれども、こちらはトン数階層別の漁獲金額というも

のを示したものでございます。これも一番下に令和4年度のもの載せてございますけれども、3トンから5トン未満が一番多くて約1億8千万円。続いて、1トンから3トン未満で約1億6千万円弱といったようなところでもございました。参考といたしまして、その下に2つ表を付けてございまして、1つがトン数階層別の着業1隻当たりの漁獲量で、その下はトン数階層別の着業1隻当たりの漁獲金額というものを載せてございますので、こちら後ほど御参考にしていただければと思います。

次のページ御覧いただきまして、5ページお願いいたします。5ページ目から8ページ目は、かご漁業の制限に関する委員会指示案の新旧対照表でございます。左側が今年度発動する委員会指示の案、右側が昨年度発動した委員会指示の内容となっております。変更部分に下線を引いてございまして、主な変更点といたしましては、先にお話させていただきましたとおり、制限期間と漁業時期を4月1日から12月31日までと変更してございます。また、委員会指示の発動日でございまして、今現在のところ令和6年2月26日付けを予定しているところでございます。制限期間、操業時期以外の点については、特に変更はございません。

少しページ飛びまして、9ページから11ページ。こちらが実際に公報に登載する形式での案となっております。さらに、その後ろの12ページから15ページが実際に届出をする時の様式等になってございます。様式等に関しては、変更した点は特にはございません。前年度と同様でございます。

一番最後の16ページなんですけれども、こちらはかごの操業区域図を参考として載せているものでございます。

私の方からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

庄子さん、どうもありがとうございました。事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。なお、発言に際しましては、いつもと同じように挙手の上、議長の指名を得てから番号を及び、氏名を述べて御発言願います。

どなたか御質問、御意見ありますか。

平井委員お願いします。

○平井委員

まず、届出制にするということと、それから制限期間を変えるということに関しては、漁業者の方が実際問題なければ、この形がいいかなと思っています。質問ですけれども、2ページ目のところに条件というところがあって、5つ目の操業する海域において漁業者間で決められている操業ルールの遵守だとか協調操業体制というふうに書いているんですけども、これは具体的に実態が僕よく知らないんで教えていただきたいんですけども、漁業者間で定められている操業のルールとはどういうものがあるのかとか、231隻のうち、どういう単位でそういうのを決めているのかとか、それから実際の協調操業体制とはどういうものなのか、ぜひ教えていただきたいなと思います。

○關会長

ただいまの御質問にお答えできる方いますか。
芳賀さん、お願いします。

○事務局 芳賀次長

そうですね。かご漁業ですが、規模が船外機のように小さなものから15トン、16トンの船まで、非常に幅広い操業形態があります。一言でかごと言いましても。今現在届出制は、その実態を把握しようというところから始まっております。

条件の方で、協調ルールの部分なんですけど、大きくは2つの団体がありまして、1つは、県の北部が中心になりますが、7月、8月の夏場に沖合の方でみずだこでしたり、つぶを対象として操業する気仙沼総合支所の中にかご委員会がございまして、かご委員会の方で操業ルールを作っているということがございます。あとは、全く別の団体ということにはなりますが、仙台湾の方になりますけれども、仙台湾小型漁船漁業部会の方で小型底びき網やかごも含めた刺網の漁業者さんとの中で漁場の使い分けでしたりというような操業ルールを決めて、実際に操業をしている状況がありますので、条件とすれば、この抽象的な表現にはなってしまうんですが、それぞれの組織ということで行きますと北部のかご委員会、あとは仙台湾小型というような形になります。あとは、地先で共同漁業権の操業に合わせて、まだこの解禁日をそろえましょうですか、地域の実状にあわせた操業ルールというのは、県内各地で行っているように把握しております。以上です。

○關会長

よろしいでしょうか。関係者の調整は済んでるわけですね。

○海区事務局 芳賀次長

仙台湾で操業されるはえなわですとか、はもどうですとか、他の委員会指示と制限期間をそろえましょうということに関しては、事務局を通じてとなりますが、業界、団体の方に御説明、事前にさせていただいております。

○關会長

どうもありがとうございました。私も最初分からなかったんですけど、要するに年度で指示があって3月末で令和5年の指示が終わるかご漁業だったので、それをそろえるために年に単位を移すということで、実際、操業は周年通じてできるんですけども、指示だけは、この6年の指示は4月から12月までというふうになったそうです。令和7年からは1月から12月まで周年。他の漁業とそろえて指示ができるというそういうことになるそうです。

他にどなたか質問ありますか。

どうぞ伊藤委員。

○伊藤委員

わたりがにについて聞きたいんですけど、上から4番目のわたりがにの抱卵個体を漁獲した場合は、再放流しなければならないという条件があるんですけど、これは確か仙台湾

小型で殻長というんだか甲羅の長さも決めてたはずなんだけど、これ載っていないんですがどうしたことなんでしょう。確か何センチ以下は再放流してくださいということで、仙台湾小型の方で取決めがあったと思ったんですけど。

○關会長

甲羅の長さですね。

芳賀さん、お願いします。

○事務局 芳賀次長

そうですね。仙台湾小型の自主調整方針の中で、わたりがにですと12センチですとか、かご数なども船のトン数によって制限がありまして、あくまでも、自主調整方針の中で取組まれております。委員会指示での制限となりますと、全県的な制限ということになりますので、このような表現にしております。あとは、それぞれの北部のかご委員会の方でも、かご数の制限もしておりますし、その制限している内容は仙台湾とはまた違いますので、それぞれのその地域なり漁業形態に応じた制限というのは、この委員会指示の条件より細かい中身でそれぞれの地域ごとに調整しておりますので、全てを条件に記載するというのは難しいものですから、今現行の条件とすれば、抱卵個体のというような形になっております。あと、今後その制度化なり検討するにあたって、業界の皆さんのお話を伺いながら、制限でしたり、現行の中身がいいのか、更に一步を踏み込んだものがあるのかという部分は現場の方の御意見を伺いながら、検討していきたいと思っております。以上です。

○關会長

伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員

了解しました。

○關会長

他に御意見、御質問ありませんか。

なければ、「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。意義なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項（２）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明をお願いします。阿部課長をお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

それでは、審議事項（２）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」御説明申し上げます。許可漁業の制限措置につきましては、前回１２月の委員会におきましてもおきあみ１そうびき機船船びき網漁業、そして小型機船底びき網漁業の制限措置案について御審議いただいたものでございます。今回は、火光利用敷網漁業が３月２５日からスタートするため、制限措置案について御審議いただくものでございます。漁業法の第５８条において準用します、４２条第３項の規定に基づき、今回は火光利用敷網漁業について御審議をお願いいたします。担当から御説明申し上げます。

○關会長

永木技術主任主査をお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

お手元の資料２を御覧いただきまして、こちらで御説明させていただきます。

１枚開いていただきまして、１ページ目でございますけれども、こちらは県の方から委員会の方にこの火光利用敷網漁業の制限措置の内容についてお諮りいたしますという諮問の文書となっております。

めくっていただきまして、裏面の２ページ目でございます。２ページ目が今回お諮りする制限措置等の内容となっております。こちらにつきましては、また最後に戻りまして御説明をしたいと思います。

３ページ目を御覧下さい。３ページ目以降が、火光利用敷網漁業の概要についての説明資料となっております。火光利用敷網漁業につきましては、本県沿岸域におきまして、春にこうなごを対象として集魚灯と敷網を用いて行う漁業、ランプ網と呼ばれる漁業でございまして、重要な春漁の１つとなっております。漁業調整の経緯でございますけれども、こちらの漁業につきましては、昭和２６年に漁業調整規則に総トン数等が定められ、昭和４２年には許可方針が制定されて、昭和５９年には操業期間の短縮等の変更がございまして、漁業の条件等が整備されてきたところでございます。そのような中、平成元年には沿岸の漁業と沖合底びき網漁船とのメロウドをめぐる漁場紛争がございまして、その紛争の結果というか、平成２年に、両者で覚書というものを締結するに至ったということで、中身としては、火光利用敷網漁業、すくい網漁業がそれぞれ操業期間を短縮、それから電気設備の能力にも上限が定められ、漁獲量の上限についても定められたということで、沖合側につきましても、いかなご、いさだについては、当面は対象としないと定められたところでございます。その後、現在に至るまでこの覚書に基づきまして、締結した内容に沿って漁業が行われてきたわけですが、平成１３年以降は沿岸側の方から漁の模様に応じて操業期間を前倒し、あるいは延長といった要望を出してその都度沖合側と協議をいたしまして、要望内容を調整してきたという経緯もございまして、３番の水揚げ状況でござい

ますけれども、棒グラフが漁獲量で折れ線が漁獲金額となっておりまして、御承知のとおり、近年はほとんど漁獲がないということで平成31年以降はほとんど棒グラフの姿も見えなくなっておりますけれども、令和5年につきましてはゼロということで全く漁獲がなかったという状況でございます。

めくっていただきまして、4ページでございます。漁獲が全くないというところで、資源状況について簡単に書いておりますけれども、いかなご資源につきましては、近年全国的に減少しているということで、本県においても資源状況の悪化が顕著という状況でございます。(2)漁業者による自主管理ということで、宮城県の小型漁船漁業部会火光利用敷網漁業委員会におきまして、自主調整方針というものを定めておりまして、そこで、操業期間、操業区域、総漁獲量、1日当たりの漁獲量、操業時間、休漁日等のきめ細かなルールを定めて操業しているところでございます。5許可の概要でございます。制限措置の内容でございますけれども、下の表のとおりとなっております。操業区域につきましては宮城県沖合海面ということで、ただし(1)と(2)に記載した区域を除くということで、具体的には、志津川湾と雄勝湾を除く宮城県沖合海面となっております。漁業の時期につきましては、3月25日から6月15日までで、船舶の総トン数は20トン未満、許可等をすべき船舶等の数につきましては、公示の際に定めるということになっておりますので、こちらは後ろの方で説明したいと思います。許可の有効期間でございますけれども、有効期間は1年となっております。許可の条件、主なものを挙げておりますけれども、例えば②として、小型定置網から400メートル以内、それから定置網の保護区域につきましては操業禁止となっているほか、養殖施設から200メートル以内では操業禁止というような条件が定められております。

続きまして、5ページ目でございます。5ページ目、許可の対象ということで、先ほどの公示枠に関係する部分でございますけれども、こちらにつきましては、許可枠について設定をしております。震災前、平成22年漁期の許可数、こちらが189隻でございますけれども、こちらを許可枠の上限といたしまして、許可枠の上限の8割を運用枠ということで、現在151隻を上限として運用しております。こちらの運用枠の中で宮城県小型漁船漁業部会が許可隻数を毎年とりまとめて県に提出いただきまして、県としては提出された許可隻数を踏まえて公示枠を設定するというような流れになっております。表が許可隻数の推移ということで、下のグラフを合わせて御覧いただきますとおり、許可運用枠151隻に対しまして微減傾向というところで、令和5年につきましては124隻の許可となっております。今年の公示枠につきましては、(3)でございますけれども、この漁業につきましては、近年、不漁が続いているという状況の中で、今後も1年の許可ということで資源動向等を確認しながら許可枠の方を決めていきたいというところでございますけれども、本県の春漁を代表する漁業として、沿岸漁業者の経営を支える重要な漁業ということで、不漁ということではあるんですけれども、小型漁船漁業部会の方から今年も118隻ということで操業の希望があったということで、公示枠はこちらの意見を踏まえまして運用枠内である118隻として、今回公示枠を設定したいと考えております。

資料の方、最後2ページ目にお戻りいただきまして、今回の公示の内容となります。2ページ目が公示する内容の案でございますけれども、制限措置の表を御覧いただきまして、先ほど御説明差し上げましたとおり、許可すべき船舶の数につきましては118隻という

ことで公示したいと考えております。漁業の時期の開始に合わせまして、申請すべき期間につきましては令和6年2月16日から3月8日までということで設定したいと考えております。以上でございます。審議のほどお願いいたします。

○關会長

永木さん、どうもありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら御発言願います。なお、発言に対してはいつもと同じようにお願いします。

質問等ございませんか。

本当によろしいですか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

永木さんにお聞きしたいんですけど、資源状況というのはどうなんでしょう。ここ令和3年頃から全然出て行っても採れてないような状況なんですけど。

○關会長

永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

いかなごにつきましては、全く最近ほとんどゼロということで、水産技術総合センターの方でも毎年御承知のとおり調査もしてまして、漁期前と漁期中ということでやっておりまして、センターの方でもこの状況ということで調べてもらっているんですけども、不漁の状況ということで、やはり親潮が波及するかどうかというところと黒潮が覆っているというところで、去年につきましても、今年につきましても黒潮が沿岸を覆っているということで、餌となるプランクトンが非常にいないということで、不漁になっているのではということは聞いております。あとは、詳しくはセンターの方にとは思うんですけども、1月31日と2月7日に調査船の方でいかなごの調査もしたんですけども、その調査結果を見ても、去年を下回る採捕の状況ということで、ほとんど採れていないということで、今年もなかなか不漁年の水準ということで、厳しい状況になるのではないかなという予測でございました。

○關会長

伊藤委員、大変厳しい状況のようですが、黒潮と親潮の件について、専門家の情報ございますか。

○平井委員

専門でもないんですけど、今、永木さんがおっしゃったように、沿岸域をずっと黒潮の分布が、ずっと北の方まで上がってて、さばなんかも非常に悪いというのが続いていますので、その状況は大きく変わっていないので、おそらく沿岸側は温かく推移するでしょう。

また、親潮もそんなに沿岸を南下している状況ではないので、海洋環境から見れば大きくは変化しない。あまりいい情報ではないと思っています。

○關会長

どうもありがとうございました。

私の聴き及んでいる情報でも、海洋のその潮流の専門家の方々の論議は、親潮のその渦があって、今、北の方に随分上がってるんですが、それがいつ頃まで続くかというのが論議の対象だそうで、それが、予測つかないらしいです。そういう状況で、その他の南の魚種が上がってきたりしている状況も続いておりますので、温暖化と合わせて、その辺が非常に漁業に影響しているようですね。

他にございませんでしょうか。

なければ、「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申にすることに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年2月8日付水振第904号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

----- 審議事項終了 -----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。報告事項（1）「太平洋広域漁業調整委員会について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

庄子さんお願いします。

○事務局 庄子技師

私の方から、報告事項（1）「太平洋広域漁業調整委員会について」を御説明させていただきます。

資料3の方を用いて御説明させていただきますが、まず表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページ目、太平洋広域漁業調整委員会について（概要）と題した資料で説明いたします。冒頭ですけれども、令和5年11月に開催予定でありました太平洋広域漁業調整委員会につきましては、委員会指示の発出というものはなく、議題が報告事項のみであったことから、委員会の開催はせずに資料送付のみによる報告となりました。そのため、今回は、送付されてきた資料の概要について御説明したいと思います。参考ですけれども、その下に米印で太平洋広域漁業調整委員会についての説明を記載してございますので、御参考にしてください。

まず、概要資料の中段の1. 太平洋広域漁業調整委員会報告事項というところですが、大きくはここに示しました(1) 広域魚種の資源管理について、(2) 沿岸くろまぐろの承認の一斉更新の結果について、(3) その他の3つでございました。それぞれ、資料の該当ページというものをここに示してございますので、詳しいところは後ほど御覧いただければと考えてございます。

まず(1) 広域魚種の資源管理についてですが、こちらは、別添の資料1から3、5ページ目から11ページに示しているところでございます。内容としては、主にさば太平洋系群の資源評価資料について、そして広域資源管理に関する資料に関しまして、現時点の情報を更新したものとなってございました。(2) の沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果についてですが、こちら資料の4、12ページから14ページに示されておりまして、都道府県別の一斉更新の結果について示しておりまして、宮城県につきましては前回の更新と同じ21隻が承認されているという結果でございました。(3) その他ですが、こちらは内容2つありまして、1つ目が水産資源ごとの検討の進捗状況についてです。こちらは、資料の5、15ページ目から37ページに示してございまして、水産政策審議会の部会である資源管理手法検討部会の第9回から第17回の検討内容が記載されてございます。それぞれにつきましては、箇条書きではあるものの、内容が細かく書いてあるので、後ほど御覧いただければと思っております。2つ目ですが、令和6年度資源管理関係予算についてというところで、資料の6、38ページ目から47ページにかけて示しております。こちらは国の水産関係、特に資源管理関係の予算の概算、要求の内容及び各事業の内容が図表を用いて示されているといった資料になってございますので、こちら後ほど御参考にしてください。2. 次回の開催なんですけれども、次の太平洋広域漁業調整委員会はここに示しましたとおり令和6年2月29日の木曜日、今月末ですが、農林水産省において開催予定になってございます。議題はここに示しました、太平洋くろまぐろの漁業に関する委員会指示、太平洋南部きんめだいに係る委員会指示、広域魚種の資源管理について、部会による取組とさば太平洋系群、そしてその他といったような内容になってございまして、当海区から關会長が現地に於いて委員会に出席予定となっております。我々事務局はWEB上で傍聴する予定としております。私からの説明は以上になります。

○關会長

庄子さんありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。

どなたか質問等ございませんか。これは今月末に私出席して参ります。

なければ、報告事項(1)「太平洋広域漁業調整委員会について」はこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項(2)「定置・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について」を上程します。県から御説明願います。

岡村さん、お願いします。

○水産業振興課 岡村技師

私の方から、資料4を用いまして、報告事項(2)について御説明差し上げます。

資料1枚おめくりください。この漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について、まず概要ですけれども、令和2年12月1日から施行された改正漁業法において、漁業権者は資源管理の状況等について、都道府県知事への報告義務が新たに定められております。この定めにより、漁業権者は、都道府県知事が定める方法により、年1回以上定める日までに報告を行いまして、その内容を県が海区漁業調整委員会へ年1回以上報告するものとされておりまして、この下の点線で囲まれている部分につきましては、漁業法や漁業法施行規則で、ただ今申し上げました内容が記載されている項目を抜粋したものとなっております。

次、2ページ目御覧ください。2の令和4年度実績の報告対象期間ですけれども、こちらの表にお示ししてあるもののうち、今回は1行目の定置漁業、そして1段飛ばして3行目から5行目までの第1種共同漁業権、第2種共同漁業権、第3種共同漁業権についての実績の御報告をさせていただきます。定置漁業権と共同漁業権の報告対象期間につきましては、こちらに書いてあるとおり令和4年4月から令和5年3月までの実績となっております。区画漁業権につきましてはただ今集計中でして、来月の海区委員会で御報告する予定となっておりますので、今回は割愛させていただきます。次に、3報告対象といたしまして、漁業権の免許状況を御覧ください。今回報告させていただきます定置漁業権の免許の状況となっておりますが、こちらは免許されている件数が33件、そして免許期間は平成30年9月1日から令和5年8月31日までとなっております。その下の第1種共同漁業権につきましては60件、第2種共同漁業権につきましては61件、第3種共同漁業権につきましては2件となっております。共同漁業権の免許期間は平成25年9月1日から令和5年8月31日までの10年間となっております。今年度、令和5年9月1日に漁業権の一斉切替えがありましたけれども、今回の御報告は令和5年3月までの実績となっておりますので、御報告する内容は切替え前の実績の御報告となっております。

次の3ページを御覧ください。漁業権ごとに令和4年度の報告の概要を御説明申し上げます。まず、定置漁業権についてです。1資源管理の状況等の報告に対する確認結果です。各漁業権者の方々から御提出いただいた資源管理の状況等の報告をもとに、内容の確認や関係団体からの情報収集等により活用状況を確認いたしました。まず、(1)の報告の提出状況ですが、33件中32件の漁業権者の方々から報告が提出されております。提出されなかった1件につきましては、ヒアリングにより実績なしの旨を確認しております。(2)といたしまして、資源管理の状況です。すべての漁場において、資源管理計画に定められた取組のほか、さけ稚魚の放流期における網目規制など、地域の漁場特性に応じた資源管理の取組が実施されておりました。(3)といたしまして、漁場の活用状況でございますが、2件以外全ての漁業権者が操業可能な期間の相当程度を利用しておりました。操業可能な期間中の漁場の活用がない、もしくは短かった2件につきましては、乗組員不足による休業でしたり、乗組員の病気による操業期間の短縮などやむを得ない理由であったと判断されております。2といたしまして、評価の結果です。33件全て問題なしと判断しております。その内訳といたしましては、適切かつ有効に活用されているのが31件、実績がない、もしくは短いなどということで漁場が有効に活用されていないのは2件となって

おりましたが、この有効に活用されていない2件については、やむを得ない理由であるものであると考えられることから、問題なしと判断しております。冒頭の1の(1)のところで御説明いたしました報告の提出がなかった1件につきましては、令和5年の9月に行われた漁業権一斉切替えでは更新せず廃業となったことから、指導は省略することとさせていただきます。

4ページ目を御覧ください。こちらの横の表になっているものにつきましては、漁業権ごとの報告内容となっております。こちらに記載されております資源管理や漁場の活用状況を確認しまして、先ほどの3ページ目で御説明した判断となっております。

6ページ目を御覧ください。続きまして共同漁業権についてです。1資源管理の状況等の報告に関する確認結果ですが、こちらでも定置漁業権と同様に資源管理の状況等の報告をもとに、記載内容の確認や関係団体さんへの情報収集を行っております。

まず、第1種共同漁業権こちらは固着性の貝類や藻類を対象とした漁業権になっております。報告の提出状況につきましては、60件全ての漁業権者から報告を御提出いただいております。②といたしまして、資源管理の状況ですが、全ての漁場において、資源管理計画に基づく取組のほか、あわびやなまこ、あさり等の種苗放流など、地域の特性に基づいた資源管理の取組が実施されております。③といたしまして、漁場の活用状況です。60件の第1種共同漁業権のうち58件については漁場を有効に活用しておりました。残りの操業実績がなかった2件につきましては、資源保護のため休業措置を講じており、漁場管理上必要な措置であると判断いたしました。次に、第2種共同漁業権です。こちらは刺網、小型定置網など漁具を固定して営む漁業が対象となっております。まず、報告の提出状況につきましては、61件全ての漁業権者から報告を提出いただいております。次に、資源管理の状況ですけれども、こちらにつきましても、資源管理計画に基づく取組のほか、ほしがれいやひらめ等の種苗放流や中間育成など、資源管理の取組が行われておりました。③といたしまして、漁場の活用状況ですが、61件の第2種共同漁業権のうち57件については漁獲実績がありということで、漁場を有効に活用しておりました。残りの実績がなかった4件につきましては、資源保護のための休漁措置を講じていたということで、管理上必要な措置であると判断されております。次に、第3種共同漁業権です。こちらでも報告の提出状況は2件全て提出いただいております。②の資源管理の状況についてですが、2件ともどちらの漁場においても第2種共同漁業権と一体的に管理をしておりまして、漁法の制限や漁獲体長・漁獲努力量などを制限しまして、資源管理の取組が実施されておりました。漁場の活用状況ですが、こちらにつきましては、他の漁場との漁獲物の区分が困難であることから、生産量の把握は困難ではあるものの一体的に管理している第2種共同漁業権と同様に、漁場を有効に活用していたと判断しております。2の評価の結果についてですけれども、第1種共同漁業権から第3種共同漁業権まで全ての漁業権において問題なしと判断しております。そのうち、実績がなく有効に活用されていない漁場は第1種共同漁業権で2件、第2種共同漁業権では4件ありましたが、この6件全てにおいて資源保護のための休漁であることから、この6件も問題なしとして、全ての漁業権、漁場において問題なしと判断しております。

次のページ御覧ください。ここから、横の表がホチキス止め2つと、あと1枚紙の横の表1枚となっております。1つ目のホチキス止めの資料の右肩に資料4の3参考資料①

と書いておりますが、こちらが第1種共同漁業権の資源管理の取組みと漁場の活用状況となっております。その次のホチキス止めの資料では、右肩に資料4の3参考資料②と記載させていただいておりますが、こちらは第2種共同漁業権の漁場ごとの資源管理の取組等の内容となっております。1番最後の1枚紙の右肩資料4の3参考資料③となっている資料につきましては、第3種共同漁業権の漁場ごとの資源管理の取組などの内容となっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。私の方からは御説明以上になります。

○關会長

岡村さん、どうもありがとうございました。県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら御発言願います。

なければ、報告事項(2)「定置・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について」はこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

【その他】

○關会長

その他に入ります。

県からお願いします。

○水産業振興課 千葉主幹

私の方から、水産加工品品評会についてと現在開催中のフェアについて御報告、御紹介させていただきたいと思えます。

まずは、資料の方第48回宮城県水産加工品品評会についてというA4の1枚の資料を御覧いただければと思います。会の冒頭、長谷川副部長の挨拶でも触れておりましたが、先月1月23日に、石巻市水産総合振興センターの方で第48回宮城県水産加工品品評会を開催いたしました。今回は、県内46の企業3つの学校から合計112品の水産加工品が出品されまして、トップの賞である農林水産大臣賞にはこちらに掲載されておりますとおり、石巻市の末永海産株式会社のホタテのリッチフレークが受賞をしました。また、水産庁長官賞には3品、宮城県知事賞には3品こちらに掲載のとおり受賞しておりまして、裏面の方にはその他計12賞21品が受賞しておりまして、その一覧表を掲載しております。表に戻りまして、5番の特記事項を御覧下さい。受賞品につきましては、明日2月15日から2月18日まで仙台駅で開催いたします「みやぎ水産の日まつり」で販売を予定しております。もしお時間ありましたら足を運んでいただければと思います。

次に、カラーの資料を御覧いただければと思います。黄色いカラーの資料でございます。こちらは、現在開催中のフェアでございまして、県産水産物の美味しさ、魅力を広く知ってもらい、更なる消費拡大に繋げることを目的に、県内の飲食店や宿泊施設等で「みやぎの海が美味しいおさかなグルメフェア」を開催中でございます。開催期間は1月25日から始まっておりまして、今月の2月25日日曜日までとなっております。主な開催の内容でございまして、県内の170店舗以上の飲食店、宿泊施設等で県産水産物を使用したフェ

アメニュー、自慢の料理を提供していただいているとともに、割引クーポンやノベルティグッズの特典配布などをして賑わいをやっているところがございます。さらに、資料の下の方に載せておりますが、水産加工品みやぎの自慢の水産加工品のプレゼント企画なども実施しまして盛り上げているところがございます。詳細店舗の情報や詳細につきましては特設のウェブサイトを用意しておりますので、この表紙のQRコードを読み取っていただくとその特設サイトに移ります。あと、みやぎの海が美味いと検索していただければ確認できますので、御覧いただければと思います。中ほどには一例が載っておりますので、後で御覧ください。最後に、このカラーの資料の一番後ろを御覧下さい。一番後ろの下の方に、2月、3月のイベント情報ということで載せております。水産加工品の販売会を予定をしております、繰り返しになりますが、左側2月15日から18日は、仙台駅でみやぎ水産の日まつりを開催いたします。また右側ですが、3月6日、7日についてはみやぎ水産の日マルシェということで、これも今年度後半、定期的で開催しておりますが、宮城県庁の1階のロビーで水産加工品の販売会を開催しておりますので、こちらも、もしお時間あれば是非お立ち寄りいただければと思います。私からは以上です。

○關会長

千葉さん、どうもありがとうございました。

その他何かございませんか。

なければ、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 高橋総括次長

それでは、事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について連絡いたします。次回は3月22日金曜日、午後2時から、場所は県庁9階の第一会議室で開催をさせていただきます。改めて通知の方は差し上げますので、よろしく申し上げます。事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について
- (2) 火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について

報告事項

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会について
- (2) 定置・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長	關 哲夫
署名委員	高橋 一郎
署名委員	尾定 誠
書 記	瀧上 瑠子

